

平成26年度

桂川町教育行政の目標と主要施策

平成26年4月1日

桂川町教育委員会

平成26年度桂川町教育行政の目標と主要施策

一、趣旨

今日、科学技術の著しい発展や国際化・情報化の進展、少子・高齢化の進行、深刻化する環境問題など、社会の様々な面での変化が急速に進んでおり、今後、さらに激しい変動が予想されます。

教育面では、「教育基本法」の改正や教育3法の改正などで教育改革も進み、小学校では23年度から、中学校でも24年度から新学習指導要領での教育活動が推進されています。福岡県においては、教育力向上が喫緊の課題であり、「福岡の教育ビジョン」では、現在の子どもが抱える本質的な課題を「学ぶ意欲の低下」「自尊感情の低下」「規範意識の低下」「体力等の低下」の4つに整理し、その解決を図るためには「福岡のめざす子ども像」を『志をもって意欲的に学び、自律心と思いやりの心をもつ、たくましい子どもの育成』と設定した上で、「実体験を重視した教育の推進」をはじめとする6つのアクションプランが提示されています。

このような状況の中、新しい時代に適合し、これを先取りするような教育改革を積極的に推進し、創造的でチャレンジ精神に満ちた人材の育成を図ることが必要になっています。

本町としても、これらを推進することが、学力や体力の向上のための諸施策を実効あるものにするための基盤と考え、今後行政、学校、家庭、地域及び関係団体との協力・連携を深め、積極的に展開していくことにしています。

二、基本目標

第5次桂川町総合計画第2章「ふるさとを愛し、豊かな心を育む教育と文化のまちづくり」から、次の6つの基本目標を掲げ、教育行政を総合的に推進します。

- 子どもが安心して学び、心豊かに育つ子どもの育成
- ふるさとを愛する健全な子どもの育成
- 豊かな心を持った町民の育成
- スポーツ・レクリエーションに親しむ町民の育成
- 地域の歴史文化と新しい町民文化の共生
- 人権が尊重される地域社会の創造

三、教育施策の8つの柱

上記の基本目標を達成するため、桂川町教育委員会は福岡県教育委員会及び関係機関・団体との密接な連携の下、広く町民の理解と協力を得ながら、積極的かつ着実に施策の推進に努めます。

- 1 「生きる力」の基礎を培う学校教育の充実
- 2 学力保障の手立てや教育環境の整備
- 3 家庭と地域社会での青少年の健全育成
- 4 生涯学習支援体制の確立と生涯学習機会の充実
- 5 図書館活動の充実
- 6 スポーツ・レクリエーション活動の充実
- 7 文化活動の振興と文化財の保存・活用
- 8 人権が尊重される教育の推進

四、主要施策

- 1 「生きる力」の基礎を培う学校教育の充実

これからの教育は、多様な個性や価値観を尊重し認め合う態度や社会の変化に的確、柔軟に対応できる力など、人間性豊かでたくましい子どもを育成するため、個性を伸ばす学校教育の内容を充実させることが重要です。

このため、学校教育においては、「自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断して行動し、よりよく問題を解決する能力」や、「自らを律しつつ他人と協調し、望ましい人間関係を形成する能力、思いやりの心や感動する心などの豊かな人間性」とともに、「たくましく生きるための健康や体力」が不可欠であり、こうした「生きる力」を育む教育を推進します。

また、各学校がその学校や地域の実態に応じて連携・融合・協力のもとに創意工夫を生かした教育活動を展開するなど多様で特色ある学校づくりの推進に努め、学校教育の活性化を図っていきます。

- (1) 桂川町の将来を担う子どもたちに、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を身につけさせ、「生きる力」の育成に努めます。そのために、保幼小中連携のもと、保幼からさらに9年間を見通した教育活動を展開し、特色ある学校教育を推進します。

具体的には、新学習指導要領による大幅な授業時数の増加への対応と、保護者や地域住民の学校行事への参加を促し開かれた学校づくりを推進するため、平成24年度には2回、土曜日に3校が同一日に学校を開放いたしました。この取り組みを充実・発展させるため、平成25年度から年6回、土曜日における正規授業を実施しています。各学校の実情に応じて児童生徒の代休日を設けずに、土曜日の午前中に①家庭・地域との連携協力による学校行事や授業 ②保護者、地域住民等への公開授業などを行っています。

さらに、小中学校の児童・生徒を対象に、毎月2回土曜日に塾の講師等を活用した土曜学習教室を開講し、国語、算数・数学を中心に子どもたちの学力向上を目指しています。

- (2) 障がいのある児童・生徒の自立・社会参加の基礎を培うため、介助員や平成22年度より新たに配置している特別支援教育支援員の活用を図り、交流教育の推進や障がい児教育

の充実に努めます。

また、学習障がい（LD）児・注意欠陥／多動性障がい（ADHD）児・高機能自閉症児への理解・啓発を促進します。

- (3) 「幼稚園運営審議会」の答申に基づき、就学前教育の充実に努めるとともに、幼稚園や保育所と小学校の連携を推進します。
- (4) 国際化の進展に対応する教育の充実に努めるため、外国語指導助手（ALT）を活用した実践的コミュニケーション能力の育成を図るとともに、小学校における英語活の充実に努めます。また、教職員及び児童生徒の国際交流や異文化理解教育などを通じて、国際理解教育を推進します。
- (5) 情報化の進展に対応した情報活用能力を育成するため、パソコンやデジタルテレビなどのICT（情報通信技術）を活用した学習活動の促進とデジタル教材等の整備に努めるとともに、インターネットや携帯電話などの情報モラルの指導を徹底した情報教育の充実に努めます。
- (6) 環境問題や少子高齢化など現代の教育課題に適切に対応するため、環境教育や福祉教育を充実し、児童生徒が社会に関心を持ち、主体的に取り組む資質の育成と向上に努めます。
- (7) 男女平等教育の視点にたった思いやりの心を育てる人権教育や「児童の権利に関する条約」の趣旨を生かした教育活動を展開し、児童生徒が一人の人格を持った人間として尊重されるように努めます。
- (8) 子どもたちに道徳的実践力を育成する道徳教育の充実に努めるとともに、規範意識の向上に努めます。
また、たくましく豊かな心の育成を図るため、地域の高齢者との交流など様々な体験活動の実践や同和教育副読本「かがやき」・「あおぞら」の活用を促進します。
- (9) 「生きる力」を支える基礎となる健康や体力を育むため、児童生徒の特性に応じ運動に親しむ態度の育成や体力の向上を図る体育の充実強化に努めるとともに、適切な指導のもとでの運動、部活動の活性化に努めます。
具体策として「放課後塾」と称し、体育協会や「夢・人・未来塾」と連携し、希望者を対象にバスケットボールやソフトテニス教室などを開催し、スポーツへの関心を高めさせ子どもたちの体力向上を目指していきます。
- (10) 児童生徒の心身の健康を守るため家庭・地域と連携し、防災をはじめとした安全教育や小・中学校一貫した禁煙指導、薬物乱用防止教育、エイズ教育、その他健康にかかわる現代的課題に対応した健康教育の充実に努めます。

(11) 学校給食共同調理場を拠点として、学校給食における衛生管理の徹底を図るとともに、給食内容や給食指導の充実を図り、児童生徒の豊かな心身の発達に資する学校給食の推進に努めます。

また、学校給食を生きた教材として活用しながら、栄養管理や望ましい食生活の形成などを目的とする「食」に関する指導の充実に努めるとともに地産地消を推進していきます。

(12) 児童生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持って主体的に進路を選択できるように、就業に関わる体験的な学習を通して、望ましい職業観の育成に努めるとともに、学校教育全体を通じ計画的・組織的なキャリア指導の改善・充実に努めます。

(13) 心豊かにたくましく生きるために、学社連携・融合に努め、総合的な学習の時間を中心に学校教育活動全領域で支援する「夢・人・未来塾」に対する人材バンクの整備とその活用を図ります。

2 学力保障の手立てや教育環境の整備

全国学力・学習状況調査や県の学力・学習状況調査の結果を分析し、一人ひとりの個性や習熟度に応じた指導の充実を図り、学力保障と教育水準の向上に努めます。

そのため、教職員研修の充実や学校教育の多様化、弾力化に対応できるような学習環境の確保に努めます。

(1) 地教行法に基づき教職員の指導力向上のための計画的、体系的な教職員研修を実施します。また、桂川町教育委員会研究指定委嘱事業を活性化するなど、さらに学校が行う校内研修の活性化へ向けた支援を行います。

(2) 平成23年度から3年間、県からの指定を受けた「ふくおか学力アップ推進事業」の成果をもとに、教育委員会、学校が連携してさらに授業改善に取り組み、児童生徒の学力向上を目指します。

(3) 少人数分割授業、習熟度別授業など児童生徒の発達段階に即したきめ細かな指導を通して自ら学ぶ意欲を高め、基礎基本の確実な定着を図ります。

(4) いじめの解消や不登校、非社会的な行動を解消するため、学校内の児童生徒指導体制や相談体制の整備を促進するとともに、スクールカウンセラーの配置や教育指導体制の整備など、関係機関・団体と連携した総合的な施策を推進します。

また、指導困難性やその兆しがみられる学級や児童生徒に対してはきめ細かな対応を行い、学級経営等の改善に努めます。

(5) 児童生徒の学習意欲や読書意欲を高めるために、桂川町教育総合（学力向上）推進事業の中で、学校・家庭における読書運動を推進します。

- (6) 教育方法の多様化や生涯学習に対応できる施設・設備の整備を図るため、学校施設機能の充実及び防災機能の向上などについて計画的な整備を推進します。
- (7) 教育内容の多様化と開かれた学校づくりを推進し、科学技術・芸術文化など幅広く優れた知識・技能を有する地域の人材を積極的に活用するよう努めます。
- (8) 小学校低学年からの少人数学級を拡充することにより、子ども一人ひとりにきめ細かな指導を通して、学習規律や学び方を身につけさせ、「基礎学力の定着」を目指した授業を行い、確かな学力の向上に努めます。
- (9) 指導主事を活用し、小中学校における教育課程、学習指導やその他の学校教育に関する課題や問題等の解決を図り、学校教育の充実に資するよう努めます。

3 家庭と地域社会での青少年の育成

少子化・核家族化が進む中、親子のコミュニケーション不足が顕在化すると同時に、地域社会におけるコミュニティ意識の希薄化も問題になっています。これらの影響により、青少年の社会参加意識の低下や社交性・協調性の欠如等、家庭や地域における教育能力の低下が懸念されます。

このような状況の中、地域ぐるみで子どもたちを育てる環境を醸成していくことが重要な課題であり、その対応策が必要であります。

行政と関係機関・団体・企業などが互いに協力し、家庭・地域・学校が連携・融合した総合的な推進体制を整備するように努めます。

- (1) 桂川町青少年問題協議会、「生き生き桂川っ子」総合推進事業を核に、地域や関係機関・団体と連携し、防犯パトロール等の活動を積極的に推進するとともに、総合的な青少年健全育成に取り組み、「協働で未来を拓く」青少年の育成に努めます。
- (2) 地域の教育力を高めるため、子どもの生活体験支援事業「夢・人・未来塾」の充実拡大に努めるほか、指導者の養成や各種団体の育成及び活性化等、地域全体で子どもを育てる教育環境づくりを推進します。
- (3) 地域のさまざまな人的・物的教育資源を活用した学校教育活動や児童生徒の登下校中の安全確保の支援を行うなど、学校教育と社会教育の連携・融合に努めます。
- (4) 青少年のボランティア活動の体験活動を中心に、地域や関係団体との協力により地域における社会体験・社会参加活動の充実を図ります。

4 生涯学習支援体制の確立と生涯学習機会の充実

生涯学習の拠点施設としての住民センターや図書館、総合体育館等の社会教育施設を活用した学習活動を展開しています。本町ではことぶき大学・ふるさと講座・文学講座などに多くの人が参加し、学ぶ楽しさや知る喜び・心の豊かさなどの生きがいを求める機運の高まりや社会や経済の大きな変化に対応した学習ニーズが多様化しており、学習機会を拡充していくことが望まれています。

このため、社会教育・生涯教育の充実を図り、町民の学習ニーズに応える学習の場や機会を充実し学習成果を生かす場の提供に努めます。

- (1) 多様な学習ニーズに対応するため、学習機会を提供するシステムの整備充実に努めます。そのために、社会教育関係職員の資質の向上を図るとともに、優れた技術や経験を持った地域の人材の発掘・育成を進め、各種講座や学校、地域行事等での指導者及び講師として活躍できるシステムの構築・活用に努めます。
- (2) 社会教育関係団体・グループの育成とその活動の活性化を促進していくとともに、社会教育施設の整備充実と効果的な利用促進を図ります。
- (3) 学校施設などの開放及び効果的な利用を促進し、学校施設の多機能化を目指します。

5 図書館活動の充実

図書館は、乳児から高齢者まで幅広いニーズに即応するため、ブックスタートをはじめとして、各種図書館行事を展開しているところです。また、絵本等の子ども向け蔵書を充実し、フォローアップブックスタートの更なる推進や図書ボランティア育成の取り組みも進めています。今後、平成23年10月に策定した「桂川町子ども読書活動推進計画」に基づき、学校図書館との相互利用や学校・社会教育施設との連携を図り、特色ある図書館活動を推進します。

- (1) 読書・調査・研究に対応できる豊富な蔵書の収集を目指し、読書環境の醸成や図書館事業の推進、図書ボランティアの育成など町民の要望に応えられる図書館サービスの拡充を推進します。
- (2) 子どもの読書活動の推進のため、家庭・地域・学校が連携し、子どもに読書の楽しさを伝え、子どもが自ら読書に取り組む意欲を引き出させるよう努めます。
- (3) 児童・生徒が読書習慣を身につけるための読書タイムを奨励するとともに、地域子ども会活動、学童保育等あらゆる機会に読み聞かせ活動が実施できるような体制づくりに努めます。

(4) 町内の各学校や近隣施設と連携し、団体貸出のできる環境の整備を図ります。

6 スポーツ・レクリエーションの活動の充実

高齢化や都市化の進展・自由時間の増大など、町民を取り巻く社会環境が変化中、爽快感・達成感・連帯感など精神的充足をもたらす、健康・体力の保持増進に資するスポーツ・レクリエーション活動に親しむ町民が増えています。

このため、スポーツ施設の整備充実やスポーツ交流の促進など子どもから高齢者までスポーツの場や機会の充実に努めます。

- (1) 一人ひとりが生涯を通してスポーツ活動に親しみ、各種スポーツイベントの開催やニュースポーツの普及振興に努め、さらに、指導者の養成・確保、各種研修会の充実に努めます。
- (2) 体育・スポーツ施設の機能充実と利用促進を図り、多様化するスポーツ活動に応えるとともに拠点となる桂川町総合体育館の機能を整備し、子どもから高齢者まで誰もが種々のスポーツに参加できるように努めます。
- (3) 福岡県体育協会及び桂川町体育協会並びにスポーツ推進委員会との連携を深め、スポーツの推進発展を図ります。

7 文化活動の振興と文化財の保存・活用

精神的に豊かでゆとりのある生活への志向が強まっている中、町民に創造の喜びと潤いを与えるとともに、地域を活性化し特色ある地域文化の創造が重要となっています。

このため、町民のさまざまな文化活動を支援・振興していくとともに、桂川町の伝統や歴史に立った貴重な文化財資源を町民共通の財産として、永く保存・継承していくよう努めます。

- (1) 芸術文化の振興を図るため舞台芸術の鑑賞等、文化芸術にふれあう機会の充実に努めるとともに、文化連合会が行う文化事業等の助成をします。また、文化連合会と連携し、町民の自主的文化活動を支援します。
- (2) 国指定特別史跡「王塚古墳」の保護及び王塚装飾古墳館の事業内容の充実に努めるとともに、町内外へ情報発信します。
- (3) 「王塚古墳」「土師の獅子舞」をはじめとする各種文化財の保存・整備・活用に努め、必要に応じ指定化等の措置を講じます。
- (4) 埋蔵文化財について文化財保護法に則り、庁内各課との連携を図り、開発業者、所有者

等に対する指導を強化し、調査保存の充実に取り組みます。

(5) 町内に残る各種の文化財や生活文化について学校教育での有効活用に努めます。

8 人権が尊重される教育の推進

21世紀は「人権の世紀」と言われ、早10有余年が経ちました。人権を尊重するためには、個人の個性と能力を十分に発揮できる社会が基礎的条件です。人権意識の高揚は人権文化の町づくりを実現するための重要な課題となっており、今後とも積極的に推進していきます。

このため、広く町民の間に多元的文化・多様性を容認する「共生の心」を醸成する人権教育・啓発を推進するとともに、「福岡県人権教育・啓発基本方針」、「桂川町人権教育・啓発基本方針」に則り、すべての学校・地域社会において人権・同和教育が組織的・計画的に推進されるよう諸条件の整備を図り、その拡充強化に努めます。

- (1) 一人ひとりの人権が尊重される差別のない明るい町づくりの実現のため、「同和・子ども・女性・高齢者・障がい者・外国人」問題などの種々な人権問題に関する教育・啓発の推進を図ります。そのため「人権・同和问题地域懇談会」「人権・同和问题市民講座」及び「各種研修会」等について時代の変化に対応した見直しを行い効果的に実施します。
- (2) 「人権教育及び人権啓発推進に関する法律」及び上記基本方針に基づく実施計画にのっとり、「桂川町人権教育啓発推進委員会」を中心に同和问题をはじめとする人権問題にかかわる研修及び啓発事業の取り組みを推進します。
- (3) 人権・同和教育研究団体と連携して人権教育の深化・充実に努めます。
- (4) 桂川町、飯塚市、嘉麻市で共同作成している人権・同和问题の啓発冊子「新しき明日をつくる」や地域懇談会のまとめとして啓発冊子「けいかん」を発行し、人権・同和问题の住民啓発を図ります。
- (5) 学校教育では、人権・同和教育副読本「かがやき」・「あおぞら」の活用促進を図り、人権教育を推進します。

平成26年4月1日策定

桂川町教育委員会